

## 研究者の負担経費、消耗品及び保険について

独立行政法人海洋研究開発機構

独立行政法人海洋研究開発機構（以下、「機構」という。）船舶に搭載されている調査観測機器の運用及び船舶運航に係わる経費は、機構の予算で賄われておりますが、研究に係わる経費、乗下船経費及び調査観測機器（潜水調査船、無人探査機を除く）を使用した際に発生する消耗品並びに資機材運送費等は、原則として各研究者の負担となっております。

調査観測を行う場合に必要となる経費、消耗品及び保険については、以下の通りです。

## 1. 研究者の負担経費

- (1) 観測調査の実施に観測技術員が必要であると機構が判断した場合、その経費の負担を研究者に要求する場合があります。
- (2) 持ち込み機器による調査行動で大規模な船舶の艀装替えが必要な場合、その経費の負担を研究者に要求する場合があります。
- (3) 持ち込み機器等の艀装のために別途、重機や作業員の手配を要する場合の経費を要求する場合があります。
- (4) 観測機材の輸送経費は原則として研究者の負担といたします。
- (5) 研究に係わる経費（試料分析・解析等）、乗下船経費（乗下船旅費、乗船中の食費、シーツ洗濯代等）は研究者の負担といたします。
- (6) 調査航海で取得されたデータ（映像等）やサンプル等を持ち帰る際、そのデータを記録する媒体（S-VHS ビデオテープ、DVD-R、CD-R など）やサンプル保管ケースは各自ご準備ください。
- (7) 研究者の都合により、通船等を利用した乗下船を希望される場合の経費は、研究者の負担といたします。

## 2. 消耗品について

- (1) 下記の機器については、調査観測航海中に使用した消耗品の数量を航海終了後、年度内に同等品を使用数量分、返納をお願いいたします。参考として対象機器に必要な主な消耗品とその概算費用を以下に示します。

## ① シングルチャンネル音波探査装置（SCS）

約 350,000 円／エアガン 1 台（メンテナンスキット他）

## ② 採泥関連機器

## a. 20mピストンコアラー

約 120,000 円／回（インナーチューブ、ワイヤー他）

実施回数が多い場合は、在庫分で賄えない可能性がございますので、事前に準備をお願いいたします。

## b. 円筒型ドレッジ

約 70,000 円／回（リードワイヤー他）

## c. マルチタイプ小型表層採泥器（3本掛け）

約 36,000 円／回（アクリルパイプ他）

## d. ユーイング式採泥器

インナーチューブは研究者側で用意をお願いいたします。その他研究者負担

の消耗品はありません。

(2) その他観測機器の消耗品について

対象機器以外の観測機器（船舶常設機器等）を使用される場合に、必要となる消耗品（例えば薬品類、サンプル瓶、チューブ類、フィルター類、各種ガス、標準物質、ゾンデなど）は、すべて研究者側で用意をお願いいたします。

(3) XBT および XCTD について

「なつしま」・「よこすか」・「かいいい」ではマルチビームによる測深調査等の音速補正のために使用する XBT プローブを用意しております。「みらい」での使用および音速補正以外の目的で XBT および XCTD を用いて観測データを取得する場合は、必要本数のプローブを研究者側で用意をお願いいたします。

3. 保険について

(1) 機構では乗船研究者や研究者持込資機材に対しての保険付保はいたしません。また、本船搭載後も、航行中の船体動揺による転倒などによる研究者持込資機材の損傷や亡失に関しては、機構、運航会社および本船乗組員はその責を負いかねます。不慮の災害・疾病等に備え、乗船研究者ご自身で判断のうえ必要な保険（旅行傷害保険、貨物保険、学生保険等）に加入されることを推奨します。

(2) 「よこすか」・「かいいい」・「みらい」については、以下に記載した観測機器の保険（海上貨物保険）を、機構にて通年で付保しています。

※ただし、この保険の適用範囲は、実施要領書に記載のある調査観測作業のみとなります。

【海上貨物保険を通年で付保している搭載観測機器】

① 「よこすか」

- ・「よこすか」ディープ・トウ
- ・シングルチャンネル反射法探査装置

② 「かいいい」

- ・ストリーマーケーブル等

③ 「みらい」

- ・小型 CTD 採水システム

(3) 現在、海底に設置する調査観測機器等を対象とした保険商品は存在しません。したがって、係留系や海底地震計など、海底に設置した調査観測機器等が海底ケーブルや漁業者等の漁具に損傷を与えた場合は、調査観測機器等を設置した研究者がその責を負うこととなります。調査観測機器等の海底設置に関してはこのようなリスクが存在することをご理解のうえ、研究課題の作成に関しては、別紙 10「漁業の時期と海域について」を必ず熟読のうえ、漁業者等との競合を回避することをご留意ください。また、漁業者や海底ケーブル所有者との調整の結果、調査観測装置等の設置をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

以上